

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕

作者：中嶋 豊

長野県警山岳遭難救助隊第9代隊長として活躍され、県警退職後、行政書士登録をされて私どもの長野県行政書士会の会員となりました。著作の『信州山歩き地図～北信・中信編』、『信州山歩き地図～中信・南信編』には長野県の山々が描かれており、手にとって眺めるだけで登山の気分を味わうことができます。

目 次

会長就任挨拶	2
定時総会開催報告	4
役員名簿	7
支部長名簿	8
平成27・28年度各部等担当者	各部等担当者名簿 9 役員及び各部担当者 10
日行連定時総会	13
業務資料	定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる定期借家制度」の周知について 15 公証人の異動について 21 字光式照明器具「ダイヤモンドリングーライトK」の追加取扱いについて 22
お知らせ	補助者規則の一部改正について 24 会員名簿掲載内容の確認について 25 総務大臣表彰 26 平成27年度行政書士試験のご案内 26 幹旋物一覧 27
会議報告	28
長野県行政書士政治連盟のページ	会長ごあいさつ 35 定期大会開催報告 36 規約・細則の一部改正について 37 日政連定期大会 38
会員の動き	入会・退会・ご逝去 39
編集後記	39

ご挨拶

長野県行政書士会
会長 山本 準一



『会員相互の融和と業務拡大に努力します』

長野会会員のみなさんこんにちは。先般の定時総会において会長に就任いたしました山本準一と申します。

私は何よりも会員の融和と結束に全力を尽くすとともに、既存分野、新規分野の業務拡大に一層努力することを決意いたしました。「行政書士倫理綱領」の第五番に掲げられています「行政書士は相互の融和をはかり信義に反してはならない。」また、聖徳太子が制定した十七条憲法の第一条「和を以って貴しと為す」の精神をスローガンに会務運営を行いたいと思います。

会員間の「共助」と「共生」の組織を目指し、「相互扶助」の精神の下、コミュニケーション能力を高めるための幾つかの改革を行います。

私が公約として掲げました9項目の施策のうち、優先度の高い喫緊に実行すべき施策を次に列挙いたします。

1. 本会の業務組織を現状の細分化された縦割り組織から横の連携がとれる風通しの良い大きな括りとし、時代の変化に即応できるフレキシブルな組織とします。
2. 苦情等の取り組みについては、スピード感をもって迅速に対応するために「苦情対策委員会」を設置し、苦情の未然防止と抑止対策を講じたいと思います。万が一苦情が発生した場合には初動段階において苦情申出者と当該会員とのADRを実施し、早期解決を図る体制を確立します。そして、苦情の撲滅と綱紀事案をゼロにしたいと考えています。
3. 中小企業支援の強化を推進します。我々が行う仕事の本業というべきは法人（個

人事業者も含めて)の許認可業務に関わるコンサルティングであると私は考えています。

行政書士は幅広い業務をカバーしていますので、その広い職域の知識を武器として企業コンサルタント活動を徹底すべきだと思います。

中小企業経営者は事業経営における様々な局面において間違いのない判断をしなければならないプレッシャーと戦いながら経営をしています。

そのため多くの経営者は、良きアドバイザーを求めています。今こそ本業に立ち還り、地域に貢献する中小企業とともに発展する土業にならなければなりません。特にこれからは国が主導する地方創生政策により、地方自治体、地方の企業が活性化し、地方の人々の暮らしが良くなるろうとしている時です。絶好のビジネスチャンスを確認なものにしなければなりません。

本会は今まで以上に中小企業支援の間口を広げ、独自の職域を確保する活動を徹底して実行していきます。また、同時に監察部の機能強化を図り、非行政書士の排除とともに業務侵害を食い止め、本来の行政書士業務の奪還を果たすための活動を行います。

4. 若手会員が交流できる研修機関の設置を支援したいと思います。既に、他の単位会では、若手会員による青年会を創設し、活動しているケースを見受けます。今後の長野会の発展のためにも、人材活用場として、将来性のある若手会員同士が切磋琢磨して活躍してもらえ、機関の設置を支援したいと思います。

以上に掲げました公約を早急の実施し、行政が行政書士をより一層信頼して活用してもらえ、地域社会に着実に行政書士の存在感を浸透させていかなければなりません。

そして、将来「付加価値のある資格者」としての行政書士が様々な分野で活躍できる時代が必ず来ると確信しています。

私はこの「長野県行政書士会」をみなさんと共に確かな、希望の持てる会にしていこうと決意を新たにしているところであります。

結びに、会員のみなさまの今後益々のご健勝とご多幸を祈念しまして、私の就任のご挨拶とさせて戴きます。共に頑張ってください。よろしくお願いいたします。

平成27年7月

定時総会開催報告

平成27年度定時総会が5月22日(金)午前10時30分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 日野総務副部長

2 正 副 議 長 議 長 百瀬暢二代議員 (長野支部)
副議長 福井竹彦代議員 (諏訪支部)

3 議事録署名人 岡部満喜夫代議員 (長野支部)、永村清造代議員 (長野支部)

4 議 案 審 議

第1号議案	平成26年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	欠損処分	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	平成26年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	平成27年度事業計画(案)	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	平成27年度予算(案)	賛成多数により可決承認されました。
第6号議案	綱紀委員の選任	下記の者が選任されました。(敬称略)
佐久支部	高見澤一俊	上田支部 日野 芳子
諏訪支部	原田 裕子	伊那支部 赤羽 公彦
飯田支部	宮嶋 良光	松本支部 一之瀬大輔
長野支部	百瀬 暢二	北信支部 塚田 峯雄

第7号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。(敬称略)
会 長
長野支部 山本 準一

北信支部高田勝男会員、長野支部山本準一会員の2名が立候補し、本会会則第23条2項の規定により、代議員による選挙が行われ、投開票の結果、山本準一会員43票、高田勝男会員36票、無効6票で、山本準一会員が会長に選任された。

副会長

諏訪支部 坂本 勇喜
伊那支部 吉田 靖史
飯田支部 清水 博

理事

佐久支部 木内 和政 小泉 俊博
上田支部 土屋 勝浩 柳澤 誠
諏訪支部 赤羽 康志 関 純子
伊那支部 二瓶 裕史
松本支部 小野 清仁 深澤和歌子 白井 清文 松島 茂行 岡田 忠興
長野支部 和田 英幸 小畑 安市 宮下 幸吉
北信支部 高田 勝男

監事

飯田支部 村上 和彦
松本支部 熊井 弘
長野支部 小林 良美



会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



総会



会長選挙



表彰状授与

平成27年度 受賞者名簿

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

林 辰 幸 (上田) 久保田 正 司 (上田) 坂 本 勇 喜 (諏訪)
関 純 子 (諏訪) 浦 野 博 賢 (伊那) 松 本 敦 子 (長野)
竹 前 美 保 (北信)

以上 7名

○長野県行政書士会会長表彰状

香 坂 宗 一 (佐久) 小宮山 美 行 (佐久) 西 澤 真 (上田)
宮 崎 和 雄 (上田) 小 林 徳 至 (上田) 佐々木 茂 雄 (上田)
和 田 英 男 (諏訪) 二 瓶 裕 史 (伊那) 石 井 喜 博 (松本)
土 屋 眞 一 (松本)

以上 10名

○長野県行政書士会会長感謝状

望 月 牧 男 (佐久) 柳 澤 光 典 (佐久) 高見澤 恵 子 (佐久)
黒 澤 新 次 (佐久) 柳 澤 誠 (上田) 土 屋 勝 浩 (上田)
原 勝 機 (諏訪) 帯 刀 正 臣 (諏訪) 奥 村 和 雄 (諏訪)
春 日 博 幸 (伊那) 赤 羽 公 彦 (伊那) 木 下 茂 (飯田)
仲 村 長 利 (飯田) 富 永 正 道 (松本) 平 賀 義 教 (松本)
帯 刀 崇 博 (松本) 中 澤 國 明 (長野) 大 野 征 也 (北信)

以上 18名

※敬称略、()内は、所属支部名

役 員 名 簿

役職名	氏 名	郵便番号	事 務 所	電話番号
会 長	山本 準一	381-0034	長野市大字高田 908 番地 1	026-227-7066
副 会 長	坂本 勇喜	391-0102	諏訪郡原村 615	0266-79-5425
〃	吉田 靖史	399-4117	駒ヶ根市赤穂 8829 番地 1-2F	0265-83-9406
〃	清水 博	395-0811	飯田市松尾上溝 2810 番地 2	0265-22-1171
理 事	木内 和政	385-0053	佐久市野沢 480 番地 8	0267-63-2570
〃	小泉 俊博	384-0808	小諸市大字御影新田 2529 番地 1-103 号室	0267-23-8788
〃	土屋 勝浩	386-0002	上田市住吉 424-8	0268-24-3344
〃	柳澤 誠	386-0005	上田市古里 41 番地 35	0268-27-3180
〃	赤羽 康志	392-0011	諏訪市赤羽根 3-30	0266-58-9765
〃	関 純子	394-0042	岡谷市成田町 2 丁目 5 番 11 号	0266-22-3931
〃	二瓶 裕史	396-0014	伊那市狐島 3858 番地 1 信州いな NIHEI ビル 3F	0265-73-6078
〃	小野 清仁	399-0002	松本市芳野 1-3	0263-27-3150
〃	深澤 和歌子	390-0861	松本市蟻ヶ崎 6 丁目 3 番 18 号	0263-33-5634
〃	臼井 清文	399-0705	塩尻市大字広丘堅石 59 番地 7	0263-54-1076
〃	松島 茂行	398-0002	大町市大町 5659 番地 9	0261-23-7456
〃	岡田 忠興	390-0872	松本市北深志 3-8-2 サンビレッジ 開智 A201	0263-33-8448
〃	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目 86 番地	026-261-3360
〃	小畑 安市	381-0041	長野市徳間 1470 番地 1	026-295-9420
〃	宮下 幸吉	389-1105	長野市豊野町豊野 1107-1	026-215-3588
〃	高田 勝男	383-0024	中野市東山 1 番 13 号	0269-26-5986
監 事	村上 和彦	399-2101	下伊那郡下條村睦沢 7852-98	0260-27-2714
〃	熊井 弘	398-0001	大町市平 5033 番地	0261-22-1003
〃	小林 良美	381-0014	長野市大字北尾張部 441-1	026-244-2205

支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
佐久支部	きうち 木内 かずまさ 和政	〒385-0053 佐久市野沢480番地8 (TEL 0267-63-2570)
上田支部	はやし 林 たつよし 辰幸	〒386-0025 上田市天神4丁目6番8号 (TEL 0268-23-8668)
諏訪支部	わだ 和田 ひでお 英男	〒392-0012 諏訪市四賀2269-1サブリ29-701号 (TEL 0266-53-2764)
伊那支部	きたはら 北原 かずお 一男	〒399-3701 上伊那郡飯島町田切910の1 (TEL 0265-86-3426)
飯田支部	しみず 清水 ひろし 博	〒395-0811 飯田市松尾上溝2810番地2 (TEL 0265-22-1171)
松本支部	おの 小野 きよひと 清仁	〒399-0002 松本市芳野1-3 (TEL 0263-27-3150)
長野支部	やまもと 山本 じゅんいち 準一	〒381-0034 長野市大字高田908番地1 (TEL 026-227-7066)
北信支部	たかだ 高田 かつお 勝男	〒383-0024 中野市東山1番13号 (TEL 0269-26-5986)

支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
上田支部	〒386-0012 上田市中心2丁目13-5本町ビル2F高井事務所内(TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0027 諏訪市湖岸通り4-8-7 河西ビル3F (TEL 0266-57-5503)
伊那支部	〒396-0015 伊那市中心5157-1 春日ビル2F (TEL 0265-73-2208)
松本支部	〒390-0811 松本市中央4-5-6 クレストビル3F (TEL 0263-33-7166)
長野支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3長野県行政書士会館2F(TEL 026-229-6388)

支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
佐久支部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡
上田支部	上田市、小県郡、東御市
諏訪支部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊那支部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
飯田支部	飯田市、下伊那郡
松本支部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、安曇野市、北安曇郡
長野支部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡
北信支部	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

長野県行政書士会 平成27・28年度各部等担当者名簿

長野県行政書士会

支部	総務部 (6名)	農林部 (3名)	建設部 (3名)	運輸交通部 (4名)	国際部 (3名)	保健生活 安全部 (3名)	環境部 (4名)	企画研修部 (5名)	市民法務部 (3名)	広報部 (7名)	法規監査部 (3名)	ADR 特別委員会 (3名)	綱紀委員会 (8名)	監事 (3名)	申請取次 委員会 (3名)
佐久		◎木内 和政	◎木内 和政 田嶋 重弥			◎小泉 俊博	◎小泉 俊博			宇賀神拓央			高見澤一俊		
上田	◎土屋 勝浩					◎柳澤 誠	◎柳澤 誠	中澤 健		土屋 帝	武田 恭宏	宮原 聖	日野 芳子		
諏訪	福井 竹彦			◎坂本 勇喜 関 純子	◎赤羽 康志		新井 英孝			五味 直美			原田 裕子		
伊那	竹濑 広美			◎北原 一男	春日 博幸			二瓶 裕史		◎二瓶 裕史 東谷 龍也			◎赤羽 公彦		赤羽 公彦 春日 博幸
飯田		◎久保田 学							木下 茂				◎宮嶋 良光	村上 和彦	
松本	土屋 眞一 河西 雪絵		◎吉沢 富雄		◎三浦 洋子	深澤和歌子		◎臼井 清文	◎小野 清仁	◎岡田 忠興	◎松島 茂行	◎深澤和歌子	一之瀬大輔	熊井 弘	河西 雪絵
長野	◎和田 英幸	小島 俊		良川 泰章			島田 貴規	◎永村 清造 甲田 裕作	◎宮下 幸吉	鈴木 潤	◎小畑 安市	◎和田 英幸	百瀬 暢二	小林 良美	
北信													□塚田 峯雄		
担当副会长	山本 準一	清水 博	清水 博	坂本 勇喜	吉田 靖史	清水 博	清水 博	吉田 靖史	吉田 靖史	坂本 勇喜	坂本 勇喜	山本 準一			吉田 靖史

◎:部長・委員長
○:副部長・副委員長
□:職務代理者

平成27・28年度 役員及び各部担当者（6月25日の合同会議にて）

6月25日（木）ホテル国際21において、平成27年度の各部会等合同会議が開催されました。会議に先立ち、2年間にわたり各部・委員会を担当する先生方に、先日の総会において新たに選出された山本新会長より委嘱書が手渡されました。各部・委員会の先生方をご紹介します。

会長あいさつ



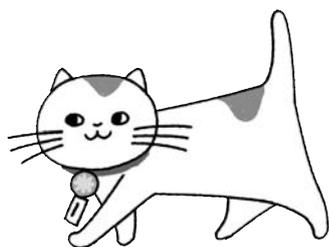
合同会議



委嘱書交付



部会



平成27・28年度 役員及び各部担当者 (6月25日の合同会議にて)

総務部 (6名)



山本会長
和田部長
土屋(勝) 副部長
福井部員
竹渕部員
土屋(眞)部員
河西部員

農林部 (3名)



木内部長
清水副会長
久保田副部長
小島部員

建設部 (3名)



木内部長
清水副会長
吉沢副部長
田嶋部員

運輸交通部 (4名)



坂本部長
北原副部長
良川部員
関部員

国際部 (3名)



赤羽部長
吉田副会長
三浦副部長
春日部員

保健生活安全部 (3名)



小泉部長
清水副会長
柳澤副部長
深澤部員

平成27・28年度 役員及び各部担当者（6月25日の合同会議にて）

環境部（4名）



小泉部長
清水副会長
柳澤副部長
新井部員

企画研修部（5名）



白井部長
吉田副会長
永村副部長
二瓶部員
中澤部員
甲田部員

市民法務部（3名）



小野部長
吉田副会長
宮下副部長
木下部員

広報部（7名）



二瓶部長
坂本副会長
岡田副部長
宇賀神部員
土屋部員
五味部員
東谷部員
鈴木部員

法規監察部（3名）



小畑部長
坂本副会長
松島副部長
武田部員

ADR 特別委員会（3名）



山本会長
和田委員長
深澤副委員長
宮原委員

日行連定時総会

日行連平成27年度定時総会・日政連第35回定期大会が開催されました

副会長 吉田 靖史

6月18日と19日の二日間の日程で、平成27年度日本行政書士会連合会定時総会と日本行政書士政治連盟第35回定期大会がシェラトン都ホテル東京で開催されました。

長野会の代議員のひとりとして出席しましたのでご報告いたします。

今年は役員改選の年に当たり、日行連の会長選挙も予定されていたため、会場に集まった代議員が各立候補者の情勢について情報交換するような場面があちらこちらで見られました。

総会に先立ち「総務大臣表彰」表彰状授与式が挙行され、当会からは小林一夫会員が長年のご功績が認められ受賞の栄に浴されましたことを合わせてご報告させていただきます。



定時総会



長野会代議員

昨年度は行政不服申し立て手続きの代理権付与に関する改正行政書士法が施行されたため、今年度の日行連事業計画の重点課題の一つに「特定行政書士法定研修の実施」が掲げられました。

事業計画に基づき研修が実施され、10月には第一期の特定行政書士が誕生する予定です。

各单位会の代議員から寄せられた60件の質問の中には、特定行政書士制度の対外的PRや制度推進についての執行部の考え方を問うものが見られました。

上程された第1号から第4号の議案に対しての質問に執行部が答弁した後にすべて可決承認されました。議案審議の様子は「月刊日本行政」に掲載される予定です。

議長から第5号議案の役員改選が議題に告げられると、会場内は期待と不安と好奇心がないまぜとなった一種独特の雰囲気になりました。

会長選挙の立候補者、田後候補（神奈川会）、中西候補（東京会）、遠田候補（佐賀会）の3候補が代議員を前に各々の思いを訴えた後に投票が行われました。

一回目の投票で新会長は決まらず、田後候補と遠田候補の決選投票になり、選挙管理委員長より田後候補95票、遠田候補131票との報告があり、遠田新会長が誕生しました。

休会後は来賓をお迎えしての懇親会が催され、さっそく遠田新会長が大勢の役員・代議員・来賓に取り囲まれ握手攻めにあい、それに応える会長の紅潮した表情が印象的でした。



遠田日行連会長



懇親会

翌朝9時に再開した日行連定時総会の全日程終了後、日政連第35回定期大会が行われ、運動経過報告・決算報告、平成27年度運動方針案・予算案が原案どおり可決承認、政治連盟新役員も承認されて新しい日政連会長には日行連前会長の北山会長が選出されました。



業 務 資 料

日行連発第179号
平成27年5月20日

各 単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第二業務部
部長 大橋 一成

定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」の周知について

今般、定期借家推進協議会より、定期借家制度について解説したリーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」作成の案内とともに当該リーフレットが届きました。

つきましては、これを別添のとおり送付いたしますので、各会員への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該リーフレットにつきましては定期借家推進協議会ホームページ <http://www.teishaku.jp/>にてダウンロードが可能です。

また、日行連ホームページにも当該情報を掲載いたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【別添】

- ・「定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」のご送付について」
- ・定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」

以上

平成 27 年 5 月 吉日
事 務 連 絡

各 位

定期借家推進協議会

定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」
のご送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本協議会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、本協議会では、この度定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる定期借家制度」を作成いたしました。

本リーフレットは、消費者（借主向け）に定期借家物件をご提案できるよう制度をわかりやすく解説するとともに、活用事例をコンパクトにまとめたものとなっております。ご査収ください。

また、協議会ホームページでは、本リーフレットのデータ（PDF）を無料でダウンロードできますことを併せてご案内いたします。

敬 具

記

1. 定期借家リーフレット

「住まいの選択肢が広がる定期借家制度」

以 上

■定期借家推進協議会 事務局

千代田区岩本町 2-6-3 全宅連会館 5階

TEL 03-3865-7031

FAX 03-5821-7330

ホームページ <http://www.teishaku.jp/>

これなら
借りたい!

住まいの選択肢が広がる
定期借家制度



■定期借家制度とは

定期借家制度は、2000年(平成12年)3月1日から施行された、契約期間の満了により確定的に契約が終了する画期的な制度です。現在は、従来型の借家制度(普通借家制度)と、この定期借家制度を選択できるようになりました。

■定期借家でも不安はない

定期借家は期間の満了で終了しますが、貸主にとって、借主の方はお客様ですから、賃料滞納や近隣への迷惑行為等がなければ、大抵の場合は長く住んでもらいたいと考えます。つまり、定期借家では、2年～3年の期間が満了しても、さらに継続すること(再契約すること)が一般的になっているのです。

定期借家推進協議会

もっと詳しく 「定期借家」

ここでは、定期借家制度をもっと詳しく知りたい方向けに、少しだけ踏み込んだ解説をします。

■定期借家制度の効果は

定期借家制度では、契約で定めた期間が満了することにより、更新されることなく、確定的に賃貸借契約が終了するため、契約期間や収益見通しが明確になり、経済合理性に則った賃貸経営が可能となるため、より多くの広く良質な賃貸住宅が供給されることになりました。

定期借家制度が普及することで、持ち家の賃貸化も含めてファミリー向けなど多様な賃貸住宅の供給が促進され、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な選択肢が提供されるなどの効果が期待されています。これにより、建物を借りたい人にとっても、メリットが生じます。多くの賃貸住宅が賃貸市場に出てくることにより競争原理が働き、賃料やサービスなどでも競争が起こり、借りたい人にとってのプラスが生ずることが期待できることとなります。

■定期借家では再契約が一般的

定期借家契約では、契約期間満了により確定的に契約が終了します。契約期間が満了し、その物件を引続き借り続けたい場合は、定期借家契約では、貸主・借主が合意の上、再契約をすることになります（新たな契約が開始されるということになり、「更新」とは異なります）。

例外的に、貸主に物件の取壊し、自己使用予定があった場合は、再契約できないこともあります。

■定期借家と信頼関係破壊の法理

賃貸借契約で取り決められた内容が守られない場合（例えば、騒音を出したり、ゴミ出しのルールを守らない等のトラブル）、契約を解除するには、「信頼関係破壊の法理」（貸主と借主の間で信頼関係が破壊されたと認められない特段の事情がある場合には解除を認めない、という判例の考え方）によって契約の解除ができるかどうか判断されます。「信頼関係」が「破壊」されたかどうかは、それぞれの事案に応じて裁判所が判断することになり、明確な基準（○デシベル以上の騒音を出せば必ず契約解除できる等）があるわけではありません。

期間満了により確定的に契約が終了する定期借家なら、「契約内容を守らない借主とは再契約しない」といった運用をすることが可能となりますが、その結果、賃貸マンションなどの場合、悪質な入居者が少なくなるというメリットを、借主も受けることができるようになります。

■賃料の決め方

普通借家では、①賃料の増額と減額をそれぞれ請求することができ（借地借家法第32条）、②増額をしない特約は有効でも、減額をしない特約は無効となりうるために、例えば「賃料を10万円と定め、期間内は改定しない」と定めると、貸主は、景気が良くなっても増額できない反面、景気が悪くなると減額請求を受けることになり、貸主だけが不利になるので、通常、このような特約は付けません。

ところが、定期借家では、このような特約も有効となるので、例えば、賃貸借の期間内の3年間は賃料を10万円で固定して、増額も減額もしないということが可能です（これを、「賃料増減額請求権の排除の特約（賃料の改定に関する特約）」といいます）。これは、借主の方にとっても大きなメリットになります。

■賃料の支払方法

普通借家の場合には、賃料について毎月払いの方法しかないのが一般的でした。

しかし、定期借家では、毎月払いのほか、期間中の賃料の全額を前払いにしたり、一部（例えば、全期間中の賃料の半分）を前払いにしたりすることも可能です。それは、上記の「賃料増減額請求権排除の特約」を付けることで、貸主が後で減額請求を受ける恐れがなくなったからです。

これにより、例えば、現在、お金に余裕のある借主が賃料をすべて前払いしてしまい、その後は安心していただけるというメリットを受けることができるようになりました。

なお、課税関係については、貸主・借主ともに期間に分けて申告することが可能です。



定期借家契約と従来からの借家契約(普通借家契約)との比較

契約方法

定期借家制度

- ①書面による契約に限る。
- ②貸主は、「更新がなく期間の満了により終了する」ことを契約書とは別にあらかじめ書面を作成し、かつ交付して説明しなければならない。

普通借家契約

書面による契約、口頭による契約のいずれでも可能。
※宅建業者の媒介等により契約が締結したときは、契約書が作成・交付される。

契約期間

定期借家制度

1年未満の契約期間の定めも効力が認められる。

普通借家契約

1年未満の契約期間を定めても、期間の定めのない賃貸借とみなされる。

更新の有無

定期借家制度

期間満了により契約は終了し、更新がない。
※貸主・借主双方が合意すれば再契約が可能。

普通借家契約

貸主に「正当な事由」がない限り更新される。

■正当な事由の判断とは

- 建物の貸主および借主(転借人を含む)が建物の使用を必要とする事情。
- 建物の賃貸借に関する従前の経過
- 建物の利用状況および建物の現況
- 建物の借主に対して財産上の給付(立退料)をする旨の申出をした場合におけるその申出などを考慮して判断される。

賃料の増減に関する特約の効力

定期借家制度

賃料の増減は特約の定めに従う。

※増減させないことも可能。

普通借家契約

特約にかかわらず、当事者は賃料の額の増減を請求できる。

※一定期間増額しない旨の特約がある場合には、それに従う。

期間満了による終了の場合の効力

定期借家制度

貸主は、期間が満了する1年前から6カ月前までの間(通知期間)に、借主に対して、「期間満了により契約が終了する」ことを通知する必要あり。

※契約期間が1年未満である場合には、この通知は必要ない。

※借主は期間終了日の確認ができ、貸主・借主ともに再契約の意向があれば、その旨の申出が可能。

借主からの中途解約

定期借家制度

①床面積200㎡未満の居住用の建物については、借主が、転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、借主から中途解約の申入れをすることができる(申入れの日から1カ月の経過により賃貸借契約が終了)。

②①以外の場合は中途解約に関する特約があれば、その定めに従う。

普通借家契約

中途解約に関する特約があれば、その定めに従う。

定期借家への切り替え

普通借家制度

- 2000年(平成12年)2月末日までに締結された居住用建物賃貸借契約 → 切替できない
- 事業用建物賃貸借契約 → 切替できる。



■定期借家契約の流れ



ア 契約締結にあたり、貸主は借主に対し、「この賃貸借は更新がなく、期間の満了により終了する」旨を(契約書とは別に)書面を交付して説明する必要がある(宅地建物取引業者が仲介する場合、この書面を貸主に代理して交付・説明するケースが多い)。

イ 契約締結にあたり、宅地建物取引業者が仲介する場合は、別途、宅地建物取引業者は宅地建物取引業法の規定に基づき、重要事項として説明する義務がある。

ウ 必ず書面により契約書を作成する必要がある。

エ 借主からの中途解約

床面積が200㎡未満の居住用の建物については、借主が、転勤、療養、親族の介護等やむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、借主から中途解約の申入れをすることが可能であり、申入れの日から1ヵ月後に賃貸借契約が終了する。

オ 定期借家契約の期間が1年以上の場合、貸主は借主に、期間満了の1年前から6ヵ月前までの間に、「期間満了により賃貸借契約が終了する」旨を通知する必要がある。

■借主の方のメリット

■1年以下の短い期間での契約が可能。

■契約期間が長いもの(たとえば5~10年)であれば、普通借家契約で必要な更新手続き(たとえば2年ごとに更新)等の煩わしさが少ない。

■住宅を借りにくい方(母子家庭、高齢者、生活保護受給者、外国人等)も借りやすい。



■持家の建て直し等の際の仮住まいとして利用できる。

■学生が在学期間だけの契約をする際やシェアハウスでの契約をする際に有効。



■再契約をする場合、従前の契約内容を見直すことが可能。



■通常の賃貸用住宅だけでなく、分譲マンション・戸建も賃借できる可能性があり、物件の選択肢が広がる。

■地方の物件を、別荘として利用することが可能。



■迷惑行為をする悪質な入居者が長く居住するリスクが少なく、良好な住環境が確保できる。



■賃料を一括前払いすることが可能で、それに伴い賃料減額等の交渉も可能。

■定期借家制度Q&A

Q1 契約期間を満了したら、必ず退去しなければなりませんか？

A1 通常は、契約期間を満了しても、再契約できる物件がほとんどです。例外的に、借主に賃料滞納・迷惑行為等があった場合は再契約できないこともありますので、ご注意ください。

Q2 契約期間の途中で借主都合(転勤等)で退去しなければならない場合でも、期間満了まで契約を終了することはできませんか？

A2 床面積200㎡未満の居住用の建物であれば、借主都合であっても契約期間の途中で中途解約をすることができます。

定期借家推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-5821-8117 FAX:03-5821-7330 <http://www.teishaku.jp>

■定期借家推進協議会とは

定期借家推進協議会は、住宅・不動産団体等が発起人となり1998年(平成10年)に設立された組織です。協議会では、定期借家制度が広く国民に浸透し、適正・円滑に運用され、良質な賃貸住宅等が供給されることを目指し、各種ツールやHP等での情報提供、借家制度に係る研究や制度改正提言等を行っています。



庶 7 (8) 第 6 4 9 号
平成 2 7 年 6 月 1 日

長野県行政書士会長 殿

長野地方法務局長 小山田 才 人



公証人の異動について
この度、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

1 伊那公証役場

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 前任者 | こ 五 味 高 介 (平成27年6月1日退職) |
| (2) 後任者 | た 田 畑 恵 一 (平成27年6月1日任命) |
| (3) 事務所 | 伊那市中央4907番地4
久保田ビル2階 |
| (4) 電話 | 0265-73-8622 |
| FAX | 同上 |

2 佐久公証役場

- | | |
|---------|----------------------------------|
| (1) 前任者 | むら やま かず お 村 山 和 雄 (平成27年6月1日退職) |
| (2) 後任者 | たけ むら まさ お 竹 村 政 男 (平成27年6月1日任命) |
| (3) 事務所 | 佐久市佐久平駅北26番地7
藤ビル2階 |
| (4) 電話 | 0267-54-8305 |
| FAX | 0267-54-8306 |



業 務 連 絡
平成27年6月8日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

字光式照明器具「ダイヤモンドリングライトk」の追加取扱いにつて

向暑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会業務につきまして、格段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、新たに標記字光式照明器具の取扱いすることといたしましたので、ご連絡申し上げます。

時節柄ご多用とは存じますが、傘下会員様に周知くださるようお願いいたします。

記

1. 製品名 旭化成テクノプラス株式会社
LED光源 ダイヤモンドリングライトk
軽自動車用 12V DR-1-01
承認番号 平成27年4月30日 全標協発 第23号
(一社)全国自動車標板協議会が定める性能基準適合品
2. 本製品の特徴 消費電力 1.7W LED 9個使用
厚さ 本体13mm 枠つき17mm
枠の色 シルバーメタリック
光度半減期 3万時間 約8年
3. 保証期間 3年間
4. 価 格 1枚 7,715円 セット 15,430円
5. 販売開始日 平成27年6月15日

軽自動車に薄型LED

旭化成テクノプラスの字光式ナンバープレート

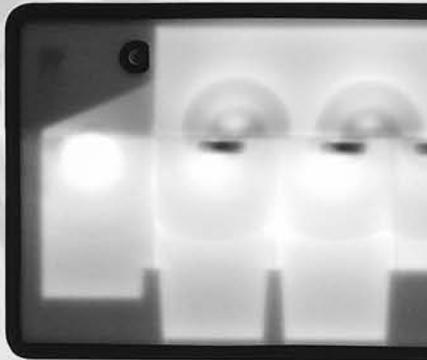


マスコットキャラクター
だいまもんくん

LEDスタンダードモデル

LED字光式照明器具

軽く、リーズナブルにドレスアップ



特長

LEDで薄型・長寿命・省電力

※薄さ13mm・輝度半減期30000時間・消費電力1.7w電波ノイズが少ない

シルバーメタリック飾り枠付

※飾り枠取付時17mm お好みにより飾り枠は取り付けなくてもOKです!



シルバーメタリック飾り枠



飾り枠なし

飾り枠付

LEDハイグレードモデル

LED字光式照明器具



どこから見ても、くっきり輝く美しさ!

特長

LED+特殊ジェル採用(特許取得)

断然違う輝き!

薄型・長寿命・省電力

※本体薄さ9mm・飾り枠取付時13mm
輝度半減期30000時間・消費電力1.2w電波ノイズが少ない



特殊ジェル

高級クロムメッキ飾り枠



※旭化成テクノプラスの製品はすべて国内で生産されています。※字光式ナンバープレートは各都道府県の軽自動車ナンバープレート発行窓口でお申し込みください。

AsahiKASEI
ASAHI KASEI TECHNOPLUS

旭化成テクノプラス株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目26番3号 住友不動産茅場町ビル2号館
TEL.03(3552)5350 FAX.03(3552)5210

HP www.aktp.co.jp/
Email webqaz@aktp.co.jp

2015年5月発行

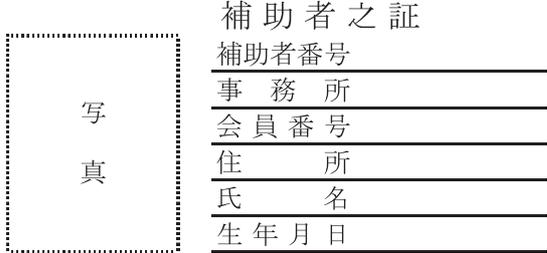
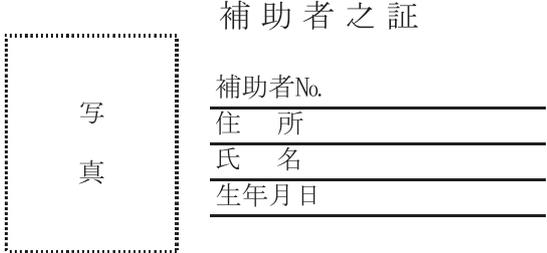
お知らせ

長野県行政書士会補助者規則の一部改正

(改正理由)

補助者は、会員が行政書士法第1条の2及び同条の3に規定する行政書士業務を行うためにかかる者であることから、身分証明書として提示する際、主体たる会員の事務所の所在地を当該補助者証に記載することにより、会員と補助者との関係及び業務上の行為を明らかにするために改正する。

長野県行政書士会補助者規則の一部を次のように改正する。

改正案	現行
様式第2号(第8条関係)  <p>上記の者は、行政書士の補助者であることを証明する。 平成 年 月 日 長野県行政書士会長</p>	様式第2号(第8条関係)  <p>上記の者は、行政書士の補助者であることを証明する。 年 月 日 長野県行政書士会長</p>

附 則 この規則は、平成27年6月25日から施行する。

長野県行政書士会補助者規則

(抜粋)

第8条 本会は、会員からの補助者設置届を受理したときは、会員に補助者証(第2号様式)を交付する。

2 補助者設置後最初の補助者証の有効期間は補助者証発行の日から3ヶ年とし、第11条に規定する更新後の補助者証の有効期間は補助者証発行の日から5ヶ年とする。

3 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者証を携帯させるとともに、補助者章を着用させなければならない。

27長行第81号
平成27年7月30日

長野県行政書士会
個人会員・法人会員 各位

長野県行政書士会
会 長 山本準一
法規監察部長 小畑安市

会員名簿掲載内容の確認について

標記の件について、本会では今年度平成27年度版会員名簿を作成し、会員各位に配布いたします。

つきましては、会員名簿への掲載内容について全会員に確認したいと思いますので、下記の欄に記入の上、本会事務局へ8月12日までにFAX又はEメールにてご連絡ください。(連絡が無い場合は、これまでに本会に報告されている情報を掲載します。)

本会事務局 FAX 026-224-1305

Eメール gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

なお、この連絡をもって行政書士法第6条の4所定の変更登録申請とは扱いません。事務所所在地等を変更した会員は、すみやかに申請することが義務付けられています。

支部名 _____

氏 名 _____

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏 名 事務所名称	〒事務所所在地 Eメールアドレス	電話番号 FAX	主要業務
					行政書士以外の 類似資格
			〒		

※記載上の注意

行政書士以外の類似資格の凡例

税理…税理士、司法…司法書士、土地…土地家屋調査士、建築…建築士、社会…社会保険労務士、宅地…宅地建物取引主任者、公認…公認会計士、不動…不動産鑑定士、弁理…弁理士、測量…測量士、測補…測量士補、1級…1級建築士

主要業務例

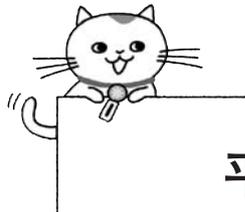
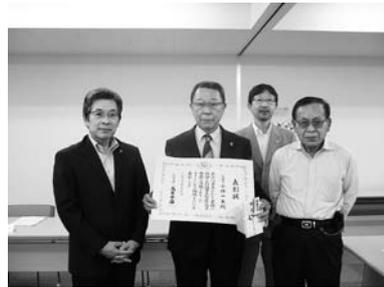
建設…建設業、農地…農地法、廃棄…廃棄物、風営…風営・飲食、国際…国際業務、運輸…運輸交通、相続…相続業務、成年…成年後見、法人…法人関連手続

※主要業務は、上記業務例から2業務お選び下さい。

総務大臣表彰

本会前理事小林一夫氏（長野支部）は、多年にわたる行政書士としての功績が認められ、総務大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

7月7日会館において、山本会長より表彰状及び記念品をお渡ししました。



平成27年度行政書士試験のご案内

1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

2 試験日及び時間

平成27年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで

3 試験会場

J A長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3

松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

4 受験手数料 7,000円

5 受験願書受付期間

(1) 郵送による受験申込み

平成27年8月3日(月)から9月4日(金)まで

(2) インターネットによる受験申込み

平成27年8月3日(月)午前9時から9月1日(火)午後5時まで

6 合格発表 平成28年1月27日(水)

7 問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

所在地：〒102-0082東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

試験専用照会ダイヤル：03-3263-7700

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□市民法務部研修会

- 1 と き 平成27年3月14日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員、会員22名
- 4 研修内容・講師
第3回「行政不服審査法及び行政法」講座・
信州大学法科大学院特任教授又坂常人先生

□日行連ADR調停人養成研修(総括研修)

- 1 と き 平成27年3月16日(月)～18日(水)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 二瓶市民法務副部長

□理事会及び部長拡大会議

- 1 と き 平成27年3月17日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、荻原、日野、若林、関、赤羽、宮島、深澤、小野、石井、白井、和田、小林、蟹澤、高田各理事、河西、小畑各監事
- 4 会議事項
(1) 長野県行政書士会会長選任規則の一部を改正する規則(案)について
(2) 平成27年度の日程について
(3) 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について
(4) その他

□第5回無料相談会

- 1 と き 平成27年3月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員
- 4 相談件数 電話1件

□法務省東京入国管理局との連絡会議

- 1 と き 平成27年3月18日(水)
- 2 と ころ 東京都、法務省東京入国管理局
- 3 出 席 者 山崎会長、吉田副会長

□関東地方社会保険未加入対策推進協議会長長野県ワーキンググループ

- 1 と き 平成27年3月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、長野合同庁舎
- 3 出 席 者 香坂建設部長
- 4 議 題
(1) 関東地方社会保険未加入対策推進協議会の取組みについて
(2) 長野県ワーキンググループ構成団体の取組みについて
(3) 意見交換

□関地協国際業務連絡会と日行連申請取次行政書士管理委員会との合同会議

- 1 と き 平成27年3月19日(木)
- 2 と ころ 東京都、日行連
- 3 出 席 者 吉田副会長
- 4 協議事項
申請取次行政書士の管理上の課題等について

□建設部・長野支部建設部会共催研修会

- 1 と き 平成27年3月21日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員、会員33名
- 4 研修内容・講師
本気でやる「建設業の許可の手引」徹底読解・建設部員

□日行連「改正入管法に関する研修会」

- 1 と き 平成27年3月24日(火)
- 2 と ころ 東京都、シェーンバッハ・サポー
- 3 出 席 者 赤羽部長
- 4 内 容
改正入管法に係る全般的な説明

□総務部会

- 1 と き 平成27年3月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本部長、日野副部長、関、竹淵、
河西、高田各部長
- 4 会議事項
(1) コンプライアンスマニュアルの編集について
(2) その他

□経営者協会会員・暴追センター賛助会員等のための特別講演会

- 1 と き 平成27年3月26日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 山本副会長
- 4 講演・講師
イスラム過激派と人々の安全・元朝日新聞中
東アフリカ総局長 松本仁一氏

□総務部会

- 1 と き 平成27年4月14日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、山本部長、日野副部長、
関、河西、高田各部長
- 4 会議事項
(1) 平成26年度事業報告及び決算報告について
(2) 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)
について
(3) 会費の納入状況について
(4) 平成27年度表彰者について
(5) 平成27年度定時総会進行計画について
(6) その他

□監査

- 1 と き 平成27年4月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 河西、小畑各監事、山崎会長、
山本総務部長、和田政治連盟会
長、二瓶同幹事長
- 4 監査執行状況
平成26年度一般会計、幹旋物特別会計の収
入・支出状況について、並びに長野県行政書士
政治連盟の収入・支出状況について、関係帳
簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われ
た。

監査結果については、4月16日(木)開催の理
事会及び幹事会で監事から適正に処理されてい
る旨報告がなされた。

□表彰選定会議

- 1 と き 平成27年4月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長
- 4 会議事項
(1) 平成26年度表彰者の選定について

□正副会長会

- 1 と き 平成27年4月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長
- 4 会議事項
(1) 平成26年度事業報告及び決算について
(2) 平成27年度事業計画案及び予算案について
(3) その他

□理事会

- 1 と き 平成27年4月16日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田
各副会長、荻原、日野、若林、関、
赤羽、二瓶、深澤、小野、臼井、

和田、小林、蟹澤、高田各理事、
河西、熊井、小畑各監事

4 審議事項

- (1) 「コスモスしなの」への支援金支出及び会館の使用契約について
- (2) 平成26年度事業報告及び決算について
- (3) 平成27年度事業計画(案)及び予算(案)について

5 報告事項

- (1) 平成27年度表彰者の決定について
- (2) 平成27年度定時総会について
- (3) 特定行政書士の研修等について

□上田支部総会

- 1 と き 平成27年4月17日(金)
- 2 と ころ 上田市、ささや
- 3 出 席 者 山崎会長

□長野県社会福祉協議会主催信州 パーソナル・サポート事業支援人 材等育成研修

- 1 と き 平成27年4月21日(火)
- 2 と ころ 松本市、松本市浅間温泉文化センター
- 3 出 席 者 小野市民法務部長
- 4 内 容
生活困窮者自立支援制度事業推進セミナー

□弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 平成27年4月22日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 山本副会長

□選挙管理委員会

- 1 と き 平成27年4月23日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 宮原委員長、春日(博)副委員長、
齊藤、奥村、原田、春日(章)各委員
- 4 会議事項
(1) 平成27年度会長選挙立候補者について

- (2) 会長選挙事務について
- (3) その他

□伊那支部総会

- 1 と き 平成27年5月1日(金)
- 2 と ころ 伊那市、J A上伊那本所
- 3 出 席 者 山崎会長

□飯田支部総会

- 1 と き 平成27年5月8日(金)
- 2 と ころ 飯田市、シルクホテル
- 3 出 席 者 山崎会長

□松本支部総会

- 1 と き 平成27年5月9日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 山崎会長

□諏訪支部総会

- 1 と き 平成27年5月12日(火)
- 2 と ころ 諏訪市、鷺の湯
- 3 出 席 者 山崎会長

□総会運営会議

- 1 と き 平成27年5月15日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 正副会長、選挙管理委員長、各部長、総務副部長、総務部員、政連会長、幹事長、副会長、百瀬、福井各会員
- 4 会議事項
(1) 平成27年度定時総会等の運営について
(2) その他

□司法書士会総会

- 1 と き 平成27年5月15日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出 席 者 山崎会長

□佐久支部総会

- 1 と き 平成27年5月16日(土)

2 と ころ 佐久市、ホテル一万里

3 出 席 者 山崎会長

□一日合同行政相談所

1 と き 平成27年5月18日(月)

2 と ころ 松本市、井上百貨店

3 出 席 者 白井、三浦各松本支部会員

□選挙管理委員会

1 と き 平成27年5月19日(火)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 宮原委員長、春日(博)副委員長、
齊藤、奥村、有賀、原田、春日(章)
各委員

4 会議事項

(1) 平成27年度会長選挙事務について

(2) その他

□(一社)長野県資源循環保全協会総会

1 と き 平成27年5月20日(水)

2 と ころ 長野市、メルパルク長野

3 出 席 者 山崎会長

□社会保険労務士会総会

1 と き 平成27年5月25日(月)

2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野

3 出 席 者 山本会長

□不動産鑑定士協会定時総会懇親会

1 と き 平成27年5月29日(金)

2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野

3 出 席 者 山本会長

□土地家屋調査士会定時総会

1 と き 平成27年5月29日(金)

2 と ころ 千曲市、圓山荘

3 出 席 者 坂本副会長

□千葉会総会懇親会

1 と き 平成27年5月30日(土)

2 と ころ 千葉市、アパホテル&リゾート東

京ベイ幕張

3 出 席 者 山崎名誉会長

□正副会長会

1 と き 平成27年6月3日(水)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副
会長

4 会議事項

(1) 本会役員の人事について

(2) その他

□正副会長会の事務引継ぎ

1 と き 平成27年6月3日(水)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 山本会長、坂本、吉田、清水各副
会長、山崎名誉会長

4 会議事項

(1) 懸案事項の引継ぎ

(2) その他

□日行連関地協会計監査

1 と き 平成27年6月9日(火)

2 と ころ 東京都、日行連

3 出 席 者 山崎関地協会会長、大日方事務局
長、内川職員

□日行連関地協会会長会議

1 と き 平成27年6月9日(火)

2 と ころ 東京都、日行連

3 出 席 者 山崎関地協会会長、大日方事務局
長、内川職員

□綱紀委員会

1 と き 平成27年6月15日(月)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 高見澤、日野、原田、赤羽、宮嶋、
一之瀬、百瀬、塚田各委員

4 会議事項

(1) 綱紀委員長、副委員長、職務代理者の互選

(2) 苦情事案について

(3) その他

□日行連関地協事務引継ぎ

- 1 と き 平成27年6月22日(月)
- 2 ところ 甲府市、山梨県行政書士会館
- 3 出席者 山崎関地協会長、大日方事務局長

□理事会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、木内、小泉、土屋、柳澤、赤羽、関、二瓶、小野、深澤、白井、松島、岡田、和田、小畑、宮下、高田各理事
- 4 会議事項
 - (1) 各業務部長等の承認について
 - (2) 長野県行政書士会補助者規則の一部を改正する規則(案)について
 - (3) 苦情事案について
 - (4) 会費の減免について
 - (5) 相談役及び顧問の委嘱について
 - (6) その他

□合同会議

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 正副会長、理事、監事、各役員、各委員
- 4 会議事項
 - (1) 各役員等への委嘱書交付
 - (2) 平成27年度事業の推進について

□総務部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 和田部長、土屋(勝)副部長、福井、竹淵、土屋(眞)、河西各役員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□農林部・建設部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 木内部長、久保田、吉沢各副部長、小島、田嶋各役員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 坂本部長、北原副部長、関、良川各役員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□国際部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽部長、三浦副部長、春日役員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□保健生活安全部・環境部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 小泉部長、柳澤副部長、深澤、新井各役員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□企画研修部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 白井部長、永村副部長、中澤、二瓶、甲田各役員

4 会議事項

- (1) 平成27年度事業計画と予算について
- (2) 平成27年度研修会の実施内容・実施日について
- (3) その他

□市民法務部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 小野部長、宮下副部长、木下部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□広報部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 二瓶部長、岡田副部长、宇賀神、土屋、五味、東谷、鈴木各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画と予算について
 - (2) 会報128号について
 - (3) 契約書について
 - (4) その他

□法規監察部会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 小畑部長、松島副部长、武田部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項
 - (1) 平成27年度事業計画について
 - (2) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 平成27年6月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽委員長、高見澤、日野、一之瀬各委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件について
 - (2) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 平成27年6月26日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽委員長、宮嶋副委員長、塚田職務代理者、高見澤、日野、原田、一之瀬、百瀬各委員
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件の聴聞について
 - (2) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成27年7月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、坂本、吉田、清水各副会長、和田総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 綱紀案件について
 - (2) その他

□特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成27年7月8日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田副会長、白井部長、永村副部长、甲田部員、受講者37名

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成27年7月9日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、宮原委員
- 4 会議事項

- (1) 事業推進に関する意思統一の形成について
- (2) 先進 ADR 認証機関の現状把握
- (3) その他

一日合同行政相談所

- 1 と き 平成27年7月9日(木)
- 2 ところ 佐久市、佐久勤労者福祉センター
- 3 出席者 荻原、井出各佐久支部会員

外国籍県民等のための「行政相談会」

- 1 と き 平成27年7月12日(日)
- 2 ところ 松本市、Mウイング
- 3 出席者 吉田副会長

税理士会総会

- 1 と き 平成27年7月14日(火)
- 2 ところ 諏訪市、RAKO華乃井ホテル
- 3 出席者 坂本副会長

正副会長会と本会業務部部長等との合同会議

- 1 と き 平成27年7月14日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、清水各副会長、和田、木内、赤羽、小泉、小野、二瓶、小畑各部長、北原、永村各副部長
- 4 会議事項

- (1) 各部の事業計画について
- (2) 本会の研修のあり方
- (3) その他

特定行政書士法定研修

- 1 と き 平成27年7月16日(木)
- 2 ところ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出席者 吉田副会長、臼井部長、中澤部員、受講者37名

総務部会

- 1 と き 平成27年7月17日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、和田部長、竹淵、土屋、河西各部員
- 4 会議事項
 - (1) 組織見直しについて
 - (2) 苦情処理対策について
 - (3) その他

農林部・建設部会

- 1 と き 平成27年7月17日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 清水副会長、木内部長、久保田、吉沢各副部長、小島、田嶋各部員
- 4 会議事項
 - (1) 研修会開催の検討について
 - (2) その他



就任のごあいさつ

政連会長 和田 英幸

平成27年度長野県政治連盟定期大会において、政連会長に再選され就任いたしました和田英幸でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。同じく本定期大会にて選任されました、土屋眞一幹事長（松本支部）、坂本副会長（諏訪支部）、吉田副会長（伊那支部）、清水副会長（飯田支部）の常任幹事、並びに、各支部より推薦いただき選任されました幹事の皆様とともに行政書士の地位向上、職域拡大を目的とした行政書士法改正を中心に必要な法改正を実現するための政治活動をしてまいります。会員各位には、一層のご理解ご協力をいただきますよう心からお願ひ申し上げます。

さて、日本行政書士政治連盟（日政連）は行政書士の職域拡大・職域確保に資する様々な法律改正に対して、制度発足以来これまで粘り強い活動を続けてまいりました。その結果、昨年は行政書士法の一部改正により、行政不服審査法の代理権（特定行政書士に付与）を獲得し、ようやく他士業と同レベルの法的地位を得たこととなります。

しかし、隣接士業間の業際問題が士業間の懸案事項になるなど課題も山積しています。特に、弁護士、司法書士との業際問題は昨今深刻な問題になりつつあります。士業間の共存共栄を原則としながら、それぞれが職域拡大を目指し、法改正を模索しているのが現状です。

また、国の規制緩和政策により、行政書士業務そのものが減少する場面も想定されています。

こうした状況の中で、政治活動は、常時緩めることなく行っていかなければなりません。

当然、会員皆様方の会費を活動費に充てさせていただき効果的な政治活動をするわけですから、明朗会計と節約をしながら、効果的な支出を図り活動を進めます。

そして、これまで同様、私どもは日政連と連携を図りながら、本会会員である市町村議会議員で組織する長野県地方議会議員等連絡会議や長野県議会議員による長野県行政書士制度推進議員懇話会、自民党職域支部等を通じての要望活動の強化を図ります。

結びにあたり、会員各位のご健勝とそれぞれの事務所のご発展をご祈念申し上げまして会長就任のご挨拶といたします。

定期大会開催報告

平成27年度定期大会が5月22日(金)午後4時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 関総務部員
- 2 正 副 議 長 議 長 福井竹彦代議員 (諏訪支部)
副議長 百瀬暢二代議員 (長野支部)
- 3 議事録署名人 岡部満喜夫代議員 (長野支部)、永村清造代議員 (長野支部)
- 4 議 案 審 議
第1号議案 平成26年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
第2号議案 平成26年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
第3号議案 規約の一部改正(案) 賛成多数により可決承認されました。
第4号議案 平成27年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。
第5号議案 平成27年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。
第6号議案 役員を選任 下記の者が選任されました。(敬称略)

会 長

長野支部 和田 英幸

幹事長

松本支部 土屋 眞一

副会長

諏訪支部 坂本 勇喜

伊那支部 吉田 靖史

飯田支部 清水 博

幹 事

佐久支部 木内 和政 小泉 俊博

上田支部 土屋 勝浩 柳澤 誠

諏訪支部 赤羽 康志 関 純子

伊那支部 二瓶 裕史

松本支部 小野 清仁 深澤和歌子 白井 清文 松島 茂行

長野支部 山本 準一 小畑 安市 宮下 幸吉

北信支部 高田 勝男

会計監事

飯田支部 村上 和彦

松本支部 熊井 弘

長野支部 小林 良美

長野県行政書士政治連盟のページ

長野県行政書士政治連盟規約の一部改正

(改正理由)

緊急を要する決議する事項が発生した場合、幹事会を開催するいとまがないときに常任幹事会の決議事項を定めて置く。

長野県行政書士政治連盟規約の一部を次のように改正する。

第17条の次につきの条項を加える。

第17条の2 常任幹事会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 常任幹事会は、前条第6項第5号の規定及びその他緊急を要すると認めた事項について決議することができる。

この場合、後日、幹事会に報告することとする。

附 則 この規約は、平成27年5月22日から施行し、平成27年5月22日から適用する。

※ 参 考

第17条 幹事会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 幹事会は、会長・副会長・幹事長・幹事をもって構成する。

3 幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、緊急を要する事項について、幹事会の書面による賛否を求めることができる。

6 幹事会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 大会において決定した事項の執行に関する事項

(2) 大会に付議すべき事項に関する事項

(3) 規約の執行に必要な細則等の制定および改廃に関する事項

(4) 各種委員会の設置に関する事項

(5) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項

(6) 前各号に掲げるものの外、会長が必要と認めた事項

会費に関する細則の一部改正

(改正理由)

会員及び賛助会員の会費金額を明確にする。

会費に関する細則の一部を次のように改正する。

現 行	改 正
(目的) 第1条 この細則は、長野県行政書士政治連盟規約第25条の規定に基づき、本連盟の会費に関し必要な事項を定める。 (会費の額及び加入時期) 第2条	(目的) 第1条 この細則は、長野県行政書士政治連盟規約(以下「規約」という。)第25条の規定に基づき、本連盟の会費に関し必要な事項を定める。 (会費の額及び加入時期) 第2条 規約第4条第1号に規定する会員は、会費を納めるものとする。
第2条 会費は年額6,000円とする。ただし、10月1日以降翌年3月31日までの間に加入する者については、その年度に限り、4,500円とする。	第2条 2 会費は年額6,000円とする。ただし、10月1日以降翌年3月31日までの間に加入する者については、その年度に限り、4,500円とする。 3 規約第4条第2号に規定する賛助会員は、1口以上の会費を納めるものとする。 1口の金額は、10,000円とする。

附 則 この細則は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第35回日本行政書士政治連盟定期大会

長野県行政書士政治連盟
幹事長 土屋 眞一

政連活動報告

6月19日、東京のシェラトン都ホテル東京で第35回日本行政書士政治連盟の定期大会が開催されました。長野会からは和田会長、坂本副会長、吉田副会長、清水副会長、土屋幹事長の5人が代議員として出席しました。今回は役員改選の定期大会であり、同日役員選考委員会が開かれ、日本行政書士政治連盟の会長には前日本行政書士会連合会の会長を務めた北山孝次氏（大阪会）が選考され大会で承認されました。また幹事長には前任者の相羽利子氏（新潟会）が引き続き指名されました。

日政連は前連合会会長が日政連会長となった事でより一層国会議員、関係各省庁への要望活動がスムーズに行われるのではないかと思います。新体制が行政書士の職域の確保等に大きな力を発揮する事を願う所です。

前日行われた日政連、連合会合同の懇親会では長野県選出の衆参国会議員の多くの先生が出席していただき親睦を深めることができました。

19日の大会終了後、和田会長、土屋幹事長で衆議院長野第二選挙区選出の旧自治省出身の務台衆議院議員の議員会館を訪ね懇談いたしました。

また第35回定期大会に先立ち日政連会長表彰が行われ長野県行政書士政治連盟会長の和田英幸会長が表彰されました。



懇親会（長野県選出の国会議員の先生方）



定期大会（右から和田会長、土屋幹事長）

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
佐久支部	27. 4. 2	春原 眞一	北佐久郡軽井沢町	北信支部	27. 4. 2	辻永 健策	飯山市
長野支部	27. 4. 2	小林 雅希	長野市	長野支部	27. 4. 2	降旗 桂	長野市
佐久支部	27. 4. 15	土屋 順三	北佐久郡軽井沢町	長野支部	27. 4. 15	宮寄 誠一	長野市
伊那支部	27. 4. 15	竹渕 美穂	上伊那郡辰野町	松本支部	27. 4. 15	小林 一成	松本市
松本支部	27. 5. 1	三輪信一郎	塩尻市	伊那支部	27. 5. 1	中村 和史	伊那市
長野支部	27. 5. 15	清水 慶久	千曲市	長野支部	27. 5. 15	五明 利雄	長野市
上田支部	27. 5. 15	小林 剛史	上田市	松本支部	27. 6. 1	赤羽 信幸	塩尻市
佐久支部	27. 6. 15	齋藤 博之	佐久市	長野支部	27. 6. 15	滝澤 澄世	長野市
松本支部	27. 6. 15	宮田 英樹	松本市	長野支部	27. 7. 1	宮島 勝徑	長野市
長野支部	27. 7. 1	山崎 喜夫	千曲市	諏訪支部	27. 7. 1	八幡 徳広	諏訪市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
上田支部	宮本 森一	27. 3. 31	長野支部	横田 栄一	27. 3. 31	上田支部	金井 博	27. 3. 31
長野支部	宮原 友治	27. 3. 31	上田支部	梶野 昭三	27. 3. 31	佐久支部	佐々木裕子	27. 3. 31
上田支部	山浦 幸雄	27. 3. 30	諏訪支部	松崎 茂彦	27. 3. 31	諏訪支部	山田 征巳	27. 4. 30
松本支部	鷺澤 暢夫	27. 4. 30	上田支部	石井 重孝	27. 6. 2	長野支部	清水 金五	27. 6. 30

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

浦 野 博 賢 殿 (伊那) 平成27年 3 月 高 木 繁 至 殿 (長野) 平成27年 4 月
 大 野 征 也 殿 (北信) 平成27年 4 月 唐 澤 武 文 殿 (飯田) 平成27年 6 月
 塩野崎 一 秋 殿 (松本) 平成27年 6 月

編 集 後 記

行政書士って、なんとも仕事の内容が分かりにくい名称ですね。「行政書士さんは、どんな仕事をされるのですか?」と聞かれば、あれもこれも・・・と言わなければいけないし、そうかと言ってももちろん、何でもできるわけではないし。行政書士として会議に出ている、途中から「司法書士さん」と言われたり。。。

「長野県において行政書士の知名度を少しでも上げること」それが広報部の至上命令と考えます。その一つのツールとしても本誌を活用できたら、と考えます。実質的には、次号から新広報部の編集による新たな会報となります。会員の皆さんからの意見も取り入れながら、よいものにしていきたく思いますので、ぜひとも会報に対して多くのご意見をお聞かせください。みんなでよい会報を作り上げましょう!
(広報部長 二瓶裕史)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について
 - (1) 表紙用の写真、絵画、書など
作品及び作品の簡単な説明（100字程度）
 - (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など
字数2,000字程度
 - (3) その他
自由投稿
2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意ください。)
3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。
4. 原稿などの送付方法について
 - (1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。
 - (2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。
 - (3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。
 - (4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。
5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。
6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。
8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。
9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所	長野県行政書士会 〒380-0836 長野市南県町1009-3 TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305 ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp
発行者	会 長 山本 準一
編集者	広報部長 二瓶 裕史
	印刷 三和印刷(株)

経営状況分析結果通知書を



ご利用可能な
コンビニが
増えました

お近くの**コンビニ**で受け取れます



LAWSON



FamilyMart

Seicomart

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セイコーマートにてご利用いただけます。

これまで
通りに

郵送でのお受け取りもできます

いつでも
受け取り

コンビニだから**24時間**受け取りOK

お急ぎ
のとき

申請から**3時間以内**に受け取れます

※即日プランの場合

料金も
お安く

分析料金が**500円**お得になります

※標準プランの場合

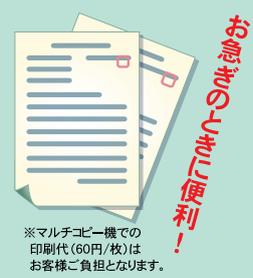
1. お近くの
コンビニで

2. マルチコピー機でネットプリント・ネットワークプリントを
選択します。指定された番号等を入力します。

3. 結果通知書が
印刷されます。



操作は
簡単



※マルチコピー機での印刷代(60円/枚)はお客様ご負担となります。

※フルサービスプランで、郵送での結果通知書受け取りと、コンビニでの結果通知書受け取りを選択できます。※本資料に掲載されている会社名、商品等の名称、ロゴ等は、各社の商標または登録商標です。

経営状況分析詳細資料・建設業ソフトCDを無償にて送付いたします



この用紙をFAXにて
026-232-1190



メールにて
info@wise-pds.jp



お電話にて
026-232-1145



ホームページから
ワイズ公共

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒	—

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号4



WisePDS
Wise Public Data Systems

ワイズ公共データシステム株式会社

■ **本社** / 〒380-0815 長野市田町2120-1 **TEL 026-232-1145**

■ 北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル11階 TEL 011-802-7685
 ■ 大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町7階 TEL 06-6948-6615
 ■ 福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号 ダウインチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101

おかげさまで、申請受付実績
民間分析機関 No.1